

建設工事請負契約条項

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 自然公園等管理運営経費
神石高原町スコラ多目的広場屋根修繕工事 |
| 2 工 事 場 所 | 神石高原町相渡 |
| 3 工 期
(予定) | 着 手 令和 7 年 5 月 23 日
完 成 令和 7 年 10 月 10 日 |

特 約 事 項

- 1 神石高原町建設工事執行規則第23条による工事材料に関しては特別に定めるもののほかは、土木工事標準仕様書の第2章に記載された工事材料とする。
- 2 この工事の施工に際して、資材の購入又は、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力神石高原町内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。
- 3 主要資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
- 4 前金払【可】、中間前金払又は部分払【可】、部分払の回数は、基準を超えないものとする。
ただし、請求は月1回を超えることができない。
- 5 最低制限価格【あり】（最低制限価格を下廻る価格の入札をしたものは、再度入札に参加させない。）
- 6 広島県土木工事共通仕様書を遵守すること。
- 7 再度入札について
地方自治法施行令第167条の8第3項に規定する再度の入札は2回とする。
- 8 その他特約事項のほか、神石高原町財務規則及び神石高原町建設工事執行規則の定めるところによる。

上記の工事の施行について設計図 枚、仕様書 冊とに基づいて、工事請負契約を結び、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印して、それぞれ1通を所持する。

神石郡神石高原町長

建設工事請負契約条項

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 自然公園等管理運営経費
神石高原町スコラ多目的広場屋根修繕工事 |
| 2 工 事 場 所 | 神石高原町相渡 |
| 3 工 期
(予定) | 着 手 令和 7 年 5 月 23 日
完 成 令和 7 年 10 月 10 日 |

特 約 事 項

- 1 神石高原町建設工事執行規則第23条による工事材料に関しては特別に定めるもののほかは、土木工事標準仕様書の第2章に記載された工事材料とする。
- 2 この工事の施工に際して、資材の購入又は、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力神石高原町内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。
- 3 主要資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
- 4 前金払【可】、中間前金払又は部分払【可】、部分払の回数は、基準を超えないものとする。
ただし、請求は月1回を超えることができない。
- 5 最低制限価格【あり】（最低制限価格を下廻る価格の入札をしたものは、再度入札に参加させない。）
- 6 広島県土木工事共通仕様書を遵守すること。
- 7 再度入札について
地方自治法施行令第167条の8第3項に規定する再度の入札は2回とする。
- 8 その他特約事項のほか、神石高原町財務規則及び神石高原町建設工事執行規則の定めるところによる。

上記の工事の施行について設計図 枚、仕様書 冊とに基づいて、工事請負契約を結び、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印して、それぞれ1通を所持する。

神石郡神石高原町長